

砂川市庁舎建設検討審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、総務部<u>市長公室課</u>において行う。</p>	<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、総務部<u>庁舎建設推進課</u>において行う。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>